



よくあるご質問



よくいただくご質問をまとめました。お問合せの前にご確認ください。

1. 現在、貸与を受けている場合

- Q 1. 奨学資金が振り込まれていないのですが、どうしてですか。
- Q 2. 進級時になにか手続は必要ですか。
- Q 3. 届出が必要なのはどんなときですか。
- Q 4. いつから返還が始まるのですか。
- Q 5. 卒業後は進学予定なので、その間の返還を猶予してほしいです。
- Q 6. 高校で奨学資金を借りていました。大学等に進学したら、また借りられますか。
- Q 7. 借りたお金に利息はつきますか。

2. 現在、返還中の場合

- Q 8. 引っ越した場合はどうしたらいいですか。
- Q 9. 名字が変わりました。何を届出したらいいですか。
- Q 10. 引き落としの口座を変更したいです。
- Q 11. 収入が少ないので、返還を待ってほしいです。
- Q 12. 現在、病気で働けないため、返還が困難です。
- Q 13. 残高不足のため、返還金が口座振替されませんでした。どうしたらよいですか。
- Q 14. 「納入通知書」はどこで支払できますか。
- Q 15. 奨学資金を返還中ですが、進学することになりました。返還の猶予はできますか。
- Q 16. 残額を一括で返すことはできますか。
- Q 17. 返還の残額や回数を確認したいです。

1. 現在、貸与を受けている場合

Q 1. 奨学資金が振り込まれていないのですが、どうしてですか。

A 1. 採用年度を除き、基本的に毎月 15 日（休日の場合は前倒し）に振り込んでいます。

振り込まれていない場合、次の場合が考えられます。

- ・ 4・5 月分は 5 月に、2・3 月分は 2 月に、それぞれまとめて振り込みます。
したがって、3 月と 4 月は奨学資金の振込みを行いません。
- ・ 留年や休学の間は、奨学資金の貸与を停止します。

※上記以外で振込みされていない場合は、県立高校課までお問合せください。

⇒ 2 頁「1 奨学資金の振込みスケジュールと貸与月額」

Q 2. 進級時になにか手続は必要ですか。

A 2. 原則として、卒業まで自動的に継続されます。（毎年度初めに在学学校へ休学等の状況を確認しますが、奨学生本人の手続は不要です。）

※原級留置（留年）の場合は、進級するまで貸与を停止します。

⇒ 2 頁「1 奨学資金の振込みスケジュールと貸与月額」

Q 3. 届出が必要なのはどんなときですか。

A 3. 退学や休学時のほか、住所・氏名や振込先の口座に変更があったときなどは、在学学校を通じて届出してください。

⇒ 3 頁「2 在学中の異動に伴う届出等」

Q 4. いつから返還が始まるのですか。

A 4. 3 月に卒業した場合、その年の 12 月から返還開始となります。

返還猶予を申請する場合は、猶予期間終了後から返還が始まります。

（例：令和 7 年 3 月に卒業した方は、令和 7 年 12 月から返還開始となります。

また、卒業後に 4 年制の学校へ進学し、在学中の返還猶予を申請した場合、4 年後の令和 11 年 12 月から返還開始となります。）

※退学等により 3 月以外の時期に貸与終了となった場合、返還開始時期も異なります。

⇒ 4 頁「3 貸与終了（卒業又は貸与取消）時の手続」

Q5. 卒業後は進学予定なので、その間の返還を猶予してほしいです。

A5. 原則、貸与校を卒業後に返還が始まりますが、進学等により在学中の場合は、申請により在学中の返還を延期する「返還猶予制度」を利用できます。（詳細は、貸与校を卒業するときにご案内します。）

なお、予備校は返還猶予の対象とはなりません。

⇒ 7 頁「5 返還の猶予」、26 頁「富山県奨学資金貸与条例」第 9 条、
30 頁「富山県奨学資金貸与条例施行規則」第 9 条

Q6. 高校で奨学資金を借りていました。大学等に進学したら、また借りられますか。

A6. 高校で奨学資金を借りていた方も、大学等に入学後、改めて申請することは可能です。

Q7. 借りたお金に利子はつきますか。

A7. 原則として無利子ですが、滞納した場合は延滞金に加算されます。

⇒ 6 頁「2 返還金の督促及び延滞利息」

2. 現在、返還中の場合

Q8. 引っ越した場合はどうしたらいいですか。

A8. 「住所（氏名）変更届」を記入の上、提出してください（電子申請可）。

なお、郵便物が届かなくなった場合は、保証人に連絡させていただきます。

⇒ 6 頁「3 返還中の異動に伴う届出等」

Q9. 名字が変わりました。何を届出したらいいですか。

A9. 「住所（氏名）変更届」を提出してください（電子申請可）。口座名義に変更があれば、口座変更の手続もあわせて行ってください。

⇒ 6 頁「3 返還中の異動に伴う届出等」

Q10. 引き落としの口座を変更したいです。

A10. 北陸銀行ホームページより様式（預金口座振替依頼書）をダウンロードしてください。記入例を参考に記入・押印の上、通帳のコピーを添えて、提出してください。（銀行へは提出しないでください。）

※口座の変更には一定の時間を要しますので、変更を希望する場合は、早めにお問合せください。（返還月の 2 か月前まで）

⇒ 6 頁「3 返還中の異動に伴う届出等」

Q11. 収入が少ないので、返還を待ってほしいです。

A11. 返還が一時的に困難となった場合は、ご相談ください。

Q12. 現在、病気で働けないため、返還が困難です。

A12. 病気やけがの場合、返還猶予を利用できる場合がありますので、ご相談ください。(必要に応じて、医師の診断書等を提出いただく場合があります。)

⇒ 7 頁「5 返還の猶予」、26 頁「富山県奨学資金貸与条例」第 9 条、
30 頁「富山県奨学資金貸与条例施行規則」第 9 条

Q13. 残高不足のため、返還金が口座振替されませんでした。どうしたらよいですか。

A13. 何らかの理由で口座振替できなかった場合、「納入通知書」を送付しますので、金融機関の窓口にて早急に納入ください。

※特定の口座へ入金を依頼することや、再振替を行うことはありません。必ず県から送付する「納入通知書」で払い込みください。

⇒ 6 頁「2 返還金の督促及び延滞利息」

Q14. 「納入通知書」はどこで支払できますか。

A14. 「納入通知書」表面に記載の金融機関窓口でお支払いください。

※コンビニエンスストアやゆうちょ銀行での払込には対応していません。

Q15. 奨学資金を返還中ですが、進学することになりました。返還の猶予はできますか。

A15. 猶予対象となる学校であれば、返還途中でも返還の猶予が可能です。

⇒ Q 5、Q 6 を参照ください

Q16. 残額を一括で返すことはできますか。

A16. 繰上返還が利用できます。

⇒ 6 頁「4 繰上返還について」

Q17. 返還の残額や回数を確認したいです。

A17. 県立高校課までお問合せください。

⇒ 7 頁「7 お問合せ先及び各種書類の提出先について」